平成２４年（フ）第１３７４号
愛知県春日井市押沢台５丁目17番地６　Ｐｒｅｌｕｄｅ0430　201号、従前の住所愛知県稲沢市国府宮３丁目７番９―301号
債務者　松永　麗奈
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６４５号
兵庫県三木市末広３丁目10番22号　末広一番館201号
債務者　藤田　　宏（旧姓中嶋）
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８０７号
神戸市垂水区学が丘５丁目２番518―203号、従前の住所兵庫県西脇市西脇943番地
債務者　酒井　未央（旧姓片岡）
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５９号
長崎県南島原市南有馬町己631番地４
債務者　園田　次男
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第７２号
熊本県玉名郡玉東町大字稲佐440番地１
債務者　村崎貴美代
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで　熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第２４９号
青森市東造道３丁目10番４号
債務者　毛内　志郎
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２５６号
青森県むつ市川内町袰川103番地109
債務者　佐藤　友子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６８号
青森市小柳４丁目５番３号　県営住宅Ｍ―２―４
債務者　藤林　和男
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７３号
青森県五所川原市金木町川倉七夕野84―682、住民票上の住所青森県五所川原市金木町嘉瀬端山崎152番地１
債務者　齊藤　昌大
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第７５号
青森県西津軽郡鰺ケ沢町大字舞戸町字上富田174番地２
債務者　藤田　淑子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第７６号
青森県北津軽郡板柳町大字横沢字宮元74番地１　コーポＭｉＭｉ201号室
債務者　村上　秀秋
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第７７号
青森県北津軽郡板柳町大字横沢字宮元74番地１　コーポＭｉＭｉ201号室
債務者　村上眞由美
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第１８９号
神奈川県三浦郡葉山町堀内1155番地
債務者　齋藤　和江
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２１０号
神奈川県三浦郡葉山町下山口1515番地
債務者　松浦　桂子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２１１号
神奈川県三浦市南下浦町菊名47番地
債務者　中村　　実
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第３０１号
和歌山市西浜1411番地
債務者　尾﨑　恒郎
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３０２号
和歌山市西浜1411番地
債務者　尾﨑　哲子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係